平成２９年（フ）第３７４号
茨城県水戸市千波町1492番地の２　サンガーデンＡ棟107号
債務者　田崎　愛美（旧姓松山）
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４２３号
茨城県ひたちなか市大字東石川3528番地12　ディアベルジュ102号
債務者　深作千亜紀
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第４号
茨城県水戸市吉沢町813番地の１　サイトーコーポ102号
債務者　加藤美代子
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４５４号
新潟市東区木工新町432番地５
債務者　樋口　宣子
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４６４号
新潟市西蒲区巻甲1202番地10、前住所新潟市中央区鳥屋野南３丁目10番13号　ピアウエスト２　205号
債務者　竹内　学海
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７７号
新潟市江南区丸潟１丁目６番18号、前住所東京都西東京市芝久保町４丁目４番４Ｂ―1124号
債務者　目黒　敏康
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３号
富山県魚津市緑町３番28号　グリーンシティ魚津22―Ｇ
債務者　木村　良弘
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第２８７号
金沢市石引２丁目９番５号
債務者　寺地美枝子
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
岐阜県瑞穂市古橋1429番地　雇用促進住宅巣南宿舎　２―202号
債務者　馬渕　孝夫
１　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第８０号
岐阜県加茂郡八百津町和知104番地　ウィステリアＷＩＮＤ203号
債務者　曽我　直人
１　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２６４号
静岡県富士市大淵1064番地の23
債務者　芦澤　季代
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２０９２号
愛知県小牧市間々本町190番地１　グランメール305号、従前の住所愛知県小牧市若草町188番地　ハイツ若草Ｂ棟202号
債務者　伊藤　裕美
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１２号
名古屋市瑞穂区大喜町１丁目13番地の１　コーポ大喜Ｂ棟205号
債務者　岡本　茂俊
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１４６号
愛知県知多市朝倉町246番地　ＡＮハウスＡ
債務者　加藤　智子
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７７号
名古屋市中村区名駅南１丁目５番19号　プレサンス名古屋駅前アクシス304
債務者　山﨑　昭成
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１号
三重県鈴鹿市江島町551番地　ジョイフル江島105、前住所三重県亀山市下庄町577―８　ＳＯＨＯ下庄201
債務者　桃田　照紀
１　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１号
三重県伊賀市ゆめが丘６丁目28番地の８　Ｓｔ．パナホームＣ―102
債務者　サイレントムーンこと　渡辺　真弓
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
津地方裁判所伊賀支部